

奄美大島ノネコ管理計画最終目標達成に向けた取組 (2023 年度改訂)

1. 希少種生息域（森林内）からのノネコの捕獲排除

(1) 森林域（南西部捕獲地域）での捕獲

【実施主体】

環境省

【目標】

2020 年度 ノネコ管理手法を一定程度確立する。

2022 年度 南西部捕獲地域においてノネコ個体数の顕著な減少が確認される。

【取組】

2018 年度～2023 年度 以下の取組を行う。

- ・南西部捕獲地域におけるノネコの捕獲及びモニタリングを実施する。
- ・南西部捕獲地域を段階的に拡大する。
- ・罠の改良等による混獲対策、捕獲作業の効率化を検討する。

【評価】

2020～2022 年度 検討会にてノネコ捕獲の進捗について報告し、評価及びフィードバックを行う。

2022 年度 自動撮影カメラによるノネコ確認個体数、捕獲効率 (CPUE)、在来種モニタリングの結果等を用いて南西部捕獲地域におけるノネコの捕獲効果、混獲対策の評価を行う。

(2) 森林域（奄美大島全域）での捕獲

【実施主体】

環境省

【目標】

2025 年度 奄美大島全域においてノネコ捕獲が展開される。

2027 年度 奄美大島全域においてノネコ個体数を低密度化させる。

【取組】

2024 年度 南西部捕獲地域での捕獲結果をもとに、奄美大島全域における捕獲手法及び方針を検討、決定する。

2025 年度～ 以下の取組を行う。

・奄美大島全域において、以下の優先順位をもとにノネコの捕獲及びモニタリングを実施するとともに体制を確保する。

<捕獲地域優先順位>

- ① 国立公園 特別保護地区・第1種特別地域
- ② 国立公園内 (①以外)
- ③ 国立公園区域外

ただし、現在の捕獲作業地域に近接するエリアを優先することも考慮する。

- ・罾の改良等による混獲対策、捕獲作業のさらなる効率化を検討する。

【評価】

2020～2027 年度 検討会にてノネコ捕獲の進捗について報告し、評価及びフィードバックを行う。

2025 年度 奄美大島全域におけるノネコ捕獲を展開し、自動撮影カメラによるノネコ確認
個体数、捕獲効率（CPUE）、在来種モニタリングの結果等を用いて行うことにより生息状
況を評価する。

2026～2027 年度 ノネコ確認状況等を元に、ノネコの個体数推定を実施する。

（3）在来種モニタリング（南西部捕獲地域）

【実施主体】

環境省

【目標】

2020 年度 在来種モニタリング手法を一定程度確立する。

2022 年度 南西部捕獲地域において在来種の生息密度や生息範囲を把握する。

【取組】

2018～2020 年度 在来種モニタリング手法を検討する。

2020 年度 以下の取組を行う。

- ・アマミノクロウサギ糞塊調査によるモニタリング手法の見直しを行う。
- ・南西部捕獲地域における在来種モニタリング用自動撮影カメラを継続する（マングース防除事業との連携）。

【評価】

2020～2022 年度 検討会にて南西部捕獲地域における在来種モニタリングの結果につい
て報告し、評価及びフィードバックを行う。

2022 年度 南西部捕獲地域における自動撮影カメラ調査、アマミノクロウサギ糞塊調査等
による在来種のモニタリング状況及び回復状況を評価する。

（4）在来種モニタリング（奄美大島全域）

【実施主体】

環境省

【目標】

2022 年度 奄美大島における在来種モニタリング手法を確立する。

2025 年度 奄美大島全域で在来種モニタリングを実施する。

2027 年度 奄美大島全域で在来種の生息密度や生息範囲を把握する。

【取組】

2020年度～2022年度 長期的、広域的な在来種モニタリング手法について検討する。

2020年度～ 在来種モニタリング用自動撮影カメラを継続する（マングース防除事業との連携）。

2025年度～ 奄美大島全域において在来種モニタリングを実施する。

【評価】

2020～2027年度 検討会にて在来種モニタリングの結果について報告し、評価及びフィードバックを行う。

2027年度 奄美大島全域における自動撮影カメラ調査等による在来種のモニタリング状況及び回復状況を評価する。

(5) 捕獲後の対応

【実施主体】

奄美大島ねこ対策協議会、鹿児島県、環境省

【目標】

2020～2027年度 島内外へのさらなる譲渡を推進する。

【取組】

2020～2027年度 島外（全国各地、鹿児島県）及び島内への譲渡について、各主体が連携して譲渡認定者の募集やノネコ対策に関する啓発等を実施する。また、取組を円滑に実施していくため、鹿児島県は必要な情報提供等の支援を行う。

【評価】

2022、2025年度 捕獲ネコ譲渡実施要領を点検し、必要に応じて見直しを検討する。

2. ノネコの発生源対策

(1) 集落地区における適正飼養の推進

【実施主体】

奄美大島ねこ対策協議会、鹿児島県

【目標】

2025年度 奄美大島全域においてマイクロチップの装着等飼い猫の適正飼養の徹底、ノラネコの顕著な減少が見られる。

2027年度 奄美大島全域において新たなノネコ・ノラネコが発生しない。

【取組】

2018～2027年度 奄美大島全域において飼い猫の適正飼養や飼い猫条例について普及啓発を実施するとともに、条例の適切な運用により適正飼養を推進する。また、取組を円滑に実施していくため、鹿児島県は必要な情報提供等の支援を行う。

2019～2020年度 ノラネコ生息状況及び飼い猫登録状況を把握するため、飼い猫登録者か

ら文書や聞き取りにより飼い猫状況（死亡、飼い主変更、その他等）の情報を収集し、飼い猫登録台帳を整理する。また、飼い猫登録を促すため住民登録窓口での周知や広報誌掲載等の普及啓発を行う。

2020年度 集落地区について、飼い猫及びノラネコ対策を重点的に取り組む地区をA、B、Cに分け、Aから順に対策に取り組む。区分けの基準は原則以下のとおりとするが、発生源対策の進捗状況や集落の協力体制等も考慮した上で設定する。

<重点地区設定基準>

A地区：希少種の保全上重要な地域に隣接した地区

B地区：A地区に準ずる地区

C地区：B地区に準ずる地区

2021～2027年度 重点地区において以下の取組を行う。

- ・マイクロチップ及び不妊去勢手術未実施の飼い猫の飼い主への案内、周知を行う。
- ・各集落へ獣医師を派遣し、飼い猫へのマイクロチップ及び不妊去勢手術を実施する。
- ・モニタリングを組み合わせたTNR事業を継続して実施する。
- ・完全室内飼いの啓発を行う。
- ・重点地区A～Cにおいて目標Ⅰの段階で、鹿児島県が主体となり適正飼養の啓発（講習会、キャンペーン等）を実施する。
- ・飼い猫登録状況の整理・更新を実施する。また、飼い猫登録を促すため住民登録窓口での周知や広報誌掲載等の普及啓発を行う。

<重点地区における数値目標>

目標	各項目の目標数値	達成時期（年度）		
		重点地区A	重点地区B	重点地区C
Ⅰ	① 飼い猫マイクロチップ装着率 70% ② 外飼いネコの不妊去勢率 80% ③ 完全室内飼い 60% ④ ノラネコTNR率 80%	2022	2024	2026
Ⅱ	① 飼い猫マイクロチップ装着率 80% ② 外飼いネコの不妊去勢率 90% ③ 完全室内飼い 70% ④ ノラネコTNR率 80～90%	2024	2026	2027
Ⅲ	① 飼い猫マイクロチップ装着率 90～100% ② 外飼いネコの不妊去勢率 100% ③ 完全室内飼い 70% ④ ノラネコTNR率 80～90%の維持	2026	2027	2027

【評価】

2022、2024、2026年度 集落毎に数値目標の達成状況について定期的に評価を行う。

2022年度 集落地区において飼い猫条例の遵守状況について点検し、必要に応じて見直し

を検討する。

2025年度 奄美大島全体におけるノラネコの生息状況及び飼い猫の適正飼養状況について集計し、評価を行う。また、飼い猫条例の遵守状況について点検し、必要に応じて見直しを検討する。

(2) 市街地地区における適正飼養の推進

【実施主体】

奄美大島ねこ対策協議会（奄美市、瀬戸内町）、民間団体、各町内会（島民）

【目標】

2025年度 市街地地区において飼い猫の適正飼養の徹底、ノラネコの顕著な減少が見られる。

2027年度 市街地地区において新たなノネコ・ノラネコが発生しない。

【取組】

2018～2027年度 奄美大島全域において飼い猫の適正飼養や飼い猫条例について普及啓発を実施するとともに、条例の適切な運用により適正飼養を推進する。また、取組を円滑に実施していくため、鹿児島県は、必要な情報提供等の支援を行う。

2023～2025年度 市街地地区における発生源対策の評価設置について検討を行う。

2020～2027年度 以下の取組を行う。

- ・飼い猫登録状況の整理・更新を実施する。また、飼い猫登録を促すため住民登録窓口での周知や広報誌掲載等の普及啓発を行う。
- ・各市街地地区に適した TNR 手法を検討し、実施する。
- ・市街地地区において鹿児島県が主体となり適正飼養の啓発（講習会、キャンペーン等）を実施する。

<モデル地区の取組>

市街地地区のうち民間団体及び町内会が主体となりモニタリングに取り組む地区をモデル地区として設定し、以下の取組を行う。

2019年度 モデル地区において、民間団体主体で町内会と協働して外ネコモニタリング(町内にいるノラネコ・外飼い猫の頭数及び不妊去勢率の把握)を実施した。

2020～2027年度 以下の取組を行う。

- ・モデル地区において町内会を主体とした外ネコモニタリング(1～2回/年)を継続して実施する。
- ・住民へのモニタリング参加の周知及び適正飼養に関する普及啓発を実施する。
- ・モデル地区の事例をもとに、モデル地区以外の市街地においても、民間団体及び町内会が協力して実施する外ネコモニタリングを推進し、展開を図る。

【評価】

2022年度 市街地地区において飼い猫条例の遵守状況について点検し、必要に応じて見直しを検討する。

2025年度 市街地地区におけるノラネコの生息状況及び飼い猫の適正飼養状況について集計し、評価を行う。また、飼い猫条例の遵守状況についても点検し、必要に応じて見直しを検討する。

3. ノネコ管理計画全体の評価と見直し

【実施主体】

環境省、鹿児島県、奄美大島ねこ対策協議会

【評価】

2018～2027年度 奄美大島ノネコ対策ワーキンググループ(事務局:鹿児島県)において、定期的に各対策の進捗状況など情報共有を図る。以下の各年度においては、ノネコ管理計画の取組全体の評価・見直しを行うことで、それぞれの取組間でのフィードバックを行い、奄美大島におけるネコの適切な管理を目指す。

2020年度 各取組の進捗状況を整理し、内容の点検及び見直しを行う。

2022年度 取組全体の進捗状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行う。
飼い猫条例の点検、見直しを行う。

2025年度 全域における取組の進捗状況を評価し、内容の点検及び見直しを行う。
飼い猫条例の点検、見直しを行う。

2027年度 各取組データをもとに奄美大島全体のノネコ个体数を推定する。
ノネコ管理計画の目標達成状況の評価を行い、今後の対策を決定する。